

# 発着枠拡大に係る住宅防音工事設計監理・施工業者登録要綱

平成27年10月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団（以下「財団」という。）が行う住宅防音対策事業に係る防音工事の設計監理業務及び施工業務を行う者の登録（以下「登録」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録を必要とする業務)

第2条 登録を必要とする業務は、次による。

業 務	内 容
設計監理業務	住宅防音工事の設計及び施工監理
建築施工業務	住宅防音工事（同一工事の設備工事を含む）の施工
設備施工業務	住宅防音工事の設備単独施工

2 登録は、設計監理業務、建築施工業務又は設備施工業務のいずれかとする。

(登録の資格要件)

第3条 登録しようとする者は、次の各号の要件を有する者とする。

- (1) 設計監理業務にあつては、建築士法に基づく建築士事務所の登録を受けている者、建築又は設備施工業務にあつては、建設業法に基づく建設業の登録許可を受けている者
- (2) 北海道、千歳市、苫小牧市のいずれかの競争入札の参加資格を有する者並びに過去に財団が実施した住宅防音工事、又は北海道防衛局の住宅防音工事の設計監理若しくは施工業務の実績を有する者
- (3) 北海道内に本店又は支店を有する者

2 財団理事長（以下「理事長」という。）は、事業推進のため特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、登録を行うことができる。

(登録の申込み)

第4条 登録を希望する者は、指定する期間内に住宅防音工事設計監理・建築施工・設備施工業者登録申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 商業・法人登記簿謄本（個人にあつては営業証明書）
- (2) 役員名簿
- (3) 使用印鑑届及び印鑑証明書
- (4) 技術者名簿及び従業員名簿
- (5) 建築士法に基づく建築士事務所の登録又は建設業法に基づく建設業の許可を証する書面
- (6) 北海道、千歳市、苫小牧市のいずれかの競争入札の参加資格を証する書面又は北海道防衛局の住宅防音工事の設計監理若しくは施工業務の実績を証する書面

2 前条第2項に規定により、登録する場合は、理事長は前項各号の書面の一部を省略し、又は必要と認める書面の提出を求めることができる。

(登録の決定)

第5条 理事長は、前条に基づいて提出された登録申請書の審査を行い、適正と認められた者を登録者名簿に登載するものとする。

2 理事長は、前項の審査の結果を住宅防音工事設計監理・建築施工・設備施工業者登録通知書（別記第2号様式）又は住宅防音工事設計監理・建築施工・設備施工業者未登録通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録有効期間は、財団が行う住宅防音対策事業の終了の日までとする。

(登録変更等の届出)

第7条 登録を受けた者は、次に掲げる事由が生じたときから2週間以内に、その内容を示すものを添えて、住宅防音工事設計監理・建築施工・設備施工業者登録変更届(別記第4号様式)により、理事長に届出なければならない。

- (1) 法人の場合において組織を変更したとき
- (2) 名称又は所在地を変更したとき
- (3) 営業を休止又は廃止したとき

(登録の取消し)

第8条 理事長は、登録を受けた者が次の各号の一つに該当することになったときは、住宅防音工事設計監理・建築施工・設備施工業者登録取消通知書(別記第5号様式)により、登録を取消することができる。この場合、登録の取消しを受けた者に損害を及ぼすことがあっても、理事長はその責めを負わない。

- (1) 登録の資格要件を欠いたとき
- (2) 住宅所有者等と締結した契約条項に違反したとき
- (3) 業務に関し不正な行為があったとき
- (4) 住宅防音工事の設計監理又は施工上著しく支障があると認められるとき
- (5) 本人から取消しの申し出があったとき
- (6) 国または地方公共団体が発注する工事に関し指名停止処分を受けるなど、住宅防音工事等の設計監理業務及び施工業務を行う者として好ましくないと認められるとき

(講習会の受講)

第9条 登録を受けた者は、住宅防音工事の設計監理業務及び施工業務を行うにあたり、財団が実施する講習会を受講するよう努めなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この登録に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年10月26日から施行する。